

デジタル経済課税 GloBE ルール対応における情報収集・管理についての検討事項

March 2022

In brief

2021年12月にOECDから公表された第2の柱におけるGlobal Anti-Base Erosion Rule(GloBE)モデルルール(以下、「モデル規則」)は、多くの国・地域において2023年からの導入を目指し法制化が進んでいます。

我が国においても、GloBEルールは、2023年度(令和5年度)改正として法制化され、同年度以降、一定規模以上の多国籍企業に適用される可能性が見えてきました。企業においては、法制化までに本ルールの適用による自社グループへの影響を検討することを早急に開始し、その対処方法を決定する必要があります。

本ニュースレターでは、GloBEルールの適用にあたり、将来の税務コンプライアンスをより確実かつ効率的に実行するために必要となる情報の収集・管理についての検討事項を解説します。

本解説は、「モデル規則」およびコメントリーを参考としています。本ルールの適用にあたって、今後、公表されるImplementation Frameworkや国内法の内容を考慮する必要がありますので、ご留意ください。

In detail

1. GloBEルール対応における情報収集・管理のポイント

GloBEルールでは、連結決算用の会計数値に基づき実効税率が算定されるという特徴があります。よって、これまで以上に密接に決算担当者と連携し、財務会計データの収集と管理を実施のうえ、トップアップ税額の計算を行うことが必要になります。

こうしたトップアップ税額の計算を行うため、情報の信頼性や品質を高める仕組みの構築について、情報収集・管理の一環として取り組むことが重要になります。以下、その際の検討事項を解説します。

2. 情報収集・管理に関する3つの検討事項

情報の信頼性や品質を高める仕組みの構築には、「人が作業・判断すべき点」と、「システムで作業(処理)すべき点」を切り分け、人とシステムとで連携し作業を進めることができます。

以下、情報のデータ化を見据えた情報収集・管理の実現に向けて、(1)情報収集プロセス、(2)情報収集フォーム、(3)情報の一元化の3つの観点から、検討の流れを解説します。

(1) 情報収集プロセス

GloBE ルール適用における収集項目の抜け漏れや、作業の主体者による実運用への適用可否の判断という観点から、情報収集全体のプロセスを検討します。

現状の連結パッケージなど、既存の情報収集プロセスを考慮し、本社税務部門が情報収集を直接行うのか、管轄する事業部等が行うのか等、本社と構成事業体の連携体制や役割分担のパターンを単純化します。そして、GloBE ルール適用に必要なデータ入手の可能性および情報ソースを特定します。例えば、国・地域ごとの実効税率を算定する場合、分母である GloBE 所得および分子である調整対象税額を算定するために必要なデータの入手場所、入手方法、役割分担を検討します。

(2) 情報収集フォーム

情報の品質向上、また、より効率的な算定や検証の実現を目的として、構造化されたデータ形式を用い、必要な情報収集を可能とする情報収集フォームの標準化を検討します。

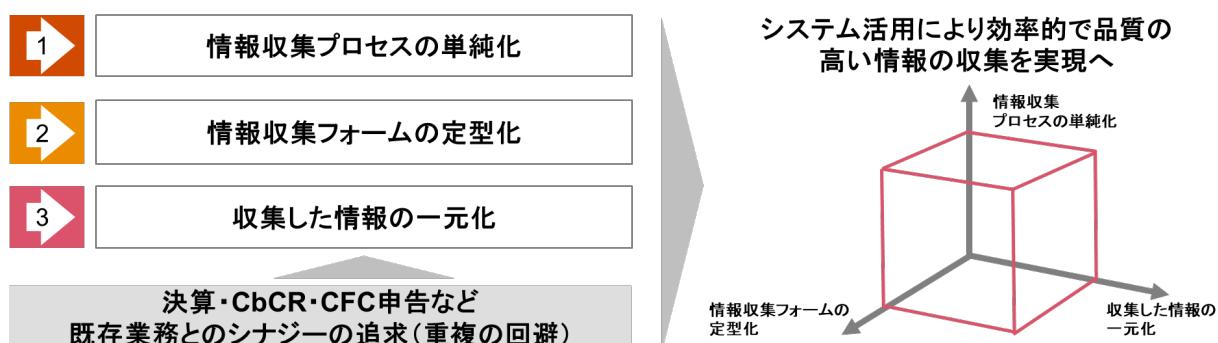
このフォームにおいては、会計の数値とトップアップ税額の計算プロセスに関連性を持たせて計算するため、データを紐づける項目設定が必要となります。対応者が目視で作業を行う場合、またはシステムを使用して作業を行う場合のどちらにおいても必要なプロセスとなるため、企業コードや科目コード等の統一を行い、値の関連性を持たせる点においても留意が必要です。

また、値や情報自体をデータ化することで、実効税率の算定等、GloBE ルール適用に必要な計算の自動化や税務申告システムとの連携についても検討が可能となるため、業務効率化の観点からも、情報収集フォームの標準化およびデータの構造化がキーポイントとなります。

(3) 情報の一元化

情報の精度の確保およびその活用を目的として、データの格納方法、アクセス権、情報の取得方法等を含めた情報の一元化を検討します。

GloBE ルール適用に向けて、必要な要件を満たしている情報を必要なタイミングで取得することが重要になります。それによって、税務上の試算、決算対応、税務申告時点での対応を行う上で、必要な情報を適切に入手し、各時点における対応結果の記録管理を適切に行なうことが可能となります。また、税務上の計算結果の品質向上にもつながります。また、関連するデータ検証や税務申告作業、各種分析・レポート作成等、財務情報が一元管理されていることで、関連するデータの活用拡大にもつながります。



・CbCR: Country by Country Report(国別報告書)

・CFC: Controlled Foreign Company(外国子会社合算税制)

The takeaway

我が国における過去の大幅な税制改正の場合には、法制化から適用開始までの準備期間が設けられることが多くあったため、企業においては法令を確認しながら準備を進めることができた状況となっていました。しかし、今回のGloBEルールは国際的な合意の下、2023年という早期段階で適用が開始されるため、多国籍企業においては、国内法令の公表前にGloBE規制等の最新情報を入手しながら、並行して対処方法を検討し準備する必要があります。

また、GloBEルールによって、連結決算用の会計数値によって税額が決定されるという、新しい算定メカニズムが導入されるため、企業においては、これまで以上に関連部門内で決算担当者と連携した情報収集・管理が必要になります。

当法人は、企業におけるGloBEルール適用に係るコンプライアンスを支援するため、全体のプロジェクトマネジメントサービスに加え、国内外の最新情報や影響試算ツールの提供、ITツールを活用した業務プロセスフローの構築、そしてGloBE情報申告書作成サービスなど、一連の関連サポートを提供いたします。是非お気軽にご相談ください。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-0004 東京都千代田区大手町1丁目2番1号 Otemachi Oneタワー

www.pwc.com/jp/tax

パートナー
白土 晴久

顧問
岡田 至康

パートナー
浅川 和仁

パートナー
白崎 亨

ディレクター
城地 徳政

ディレクター
深見 哲

PwC税理士法人は、企業税務、インターナショナルタックス、M&A税務、税務業務のデジタルトランスフォーメーション(DX)などを含む幅広い分野の税務コンサルティングにおいて、PwCグローバルネットワークと連携しながら、ワンストップでサービスを提供しています。国内外のプロフェッショナルの知見と経験を結集し、企業のビジネスパートナーとして重要な経営課題解決を包括的にサポートします。

PwCは、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界156カ国に及ぶグローバルネットワークに295,000人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2022 PwC Tax Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.